



特250  
760



志摩利右衛門  
美七篇  
井上一著



始



待 250  
760



志摩氏  
正堂

志摩利右衛門肖像

# 志摩利右衛門

井 上

『勤皇の建白吉書はじめ哉』

志摩利右衛門は、此書を書き了つて、獨り心にほゝゑんだ、何か大に明するところがあるらしい、俳諧を能くする彼が、漫然と當時の勤皇攘夷論にかぶれて、新奇を狙つたといふやうな、街心から吠んだ句では勿論ない、彼は尋常一様の商人でないと共に、平々凡々いたづらに時流を趁ふ俳人でもなかつた。

商人ではあるが、概世憂國の意氣烈々たるものがあり、大義名分の何たるかを知つて居り、また機運の如何に動くか、大勢は何れに嚮ふかを察知する明があつた。此うした彼の意氣、膽敏、それは淵源の遠くて深いものがある。

彼の祖先は、伊豫の名族で、夙に勤皇の事蹟を以つて知られた河野氏から出てゐる。河野氏の一族で、伊豫の越智郡に住するものは越智姓を稱へた。其の越智氏から出て讃岐へ移つた者があり、農を以つて家を起さんとして、萬治寛文の頃、家人を引きつれて阿波に來り、名西郡の東覺圓村におち着いた。家長を六兵衛と云つた。六兵衛は、弟をして河野家を再興させることにし、自分は別に一家を創立して農業に専心した。是れが志摩家の祖先である。

六兵衛の子が勘兵衛、孫が三太郎、三代相承けて、相當な資産を造つた。三太郎は更に商業をも兼ね營んで、始めて島屋利右衛門と云つた。それから代々其の名を襲ぐことになつたのである。三太郎の子万五郎の時代に、國産阿波藍の製造と販賣とを始め、伊勢、尾張に賣場を開き、其の傍、他國の産物を仕入れて來て之を販賣し、家産はいよ／＼太つた。其の子の勘五郎の時代になると、更に商店を増設し、ますます經營を手廣くし、近村で並ぶものがなく、徳望信用も厚く、組頭庄屋を命ぜらるゝ迄になつた。組頭庄屋となるには、資産の富めるだけではなく、家格や閑廢が、配下の人々の歸服するに足るものがなくてはならぬ。此の點から見て、志摩氏の家格、勘五郎の人と爲り、尋常ではない事が察せられる。

勘五郎は、妻の江澤氏との間に一男を擧げ萬藏と命名した。それは文化六年(皇紀二四六九年)五月

の事で、一家は弄璋のよろこびに浸つたが、何事ぞ不幸にも、江澤氏は萬藏を産んだ後、肥立ちが思はしくなく、幾許もなく歸らぬ人となり、更に又萬藏十一歳の文政二年(皇紀二四七六年)には、父の勘五郎も此の世を去つた。それで叔父の利兵衛といふのが萬藏の後見となり、その成長を待つ外はなかつた。

萬藏は、幼少の時から頗る穎悟で、漫然たる富豪の坊ツちゃんでは無かつた。もう十四五歳の成重の頃になると、家業を繼いで、盛んに活動し始めた。信州の松本に、新に支店を設けたのは文政七年(皇紀二四八四年)彼が十六歳の時であつた。其の翌々年の文政九年には、更に出羽の米澤にも支店を設け、秋田までも製藍販賣の手を伸ばし、文政十年には、北越から奥羽一圓を總て販賣區域とするに至つた。まだ二十歳にも達せぬ青年である。父祖の遺産遺業を承けたものとは云へ、此うした發展計畫を着々進めることは、平々凡々の徒には到底出来るものではない。悪くすると、資産の豊なるに任せ、遊興にうき身をやつす者も少くない。彼は然うした邪路に走らなかつたばかりか、事業の經營と擴張とに専念して、眞つしぐらに進んだのである。

遂に文政十一年(皇紀二四八八年)には、京都三本木町に亦一支店を開いた。三本木と云へば、頼山陽の水西莊、山紫水明處の在るので人口に膾炙してゐる町であるが、しかも萬藏の開いた新商店は

その水西莊の鄰であつたのである。

文政十一年と云へば、山陽が水西莊を築いてから七年目、山陽の雷名は既に天下に鳴りひびき、その名著日本外史には、白河樂翁から題詞を與へられ、春水遺稿（山陽の父の遺稿）の新刻も出来、更に日本樂府の製作に熱中してゐた頃である。恐らく萬藏も其の名を聞き知つて居り、自ら其の門を敲いて、新に隣を結んだ挨拶をしたことであらう。山陽は時に四十九歳、萬藏は二十歳、元來穎悟な萬藏が、隣家に起る讀書の聲、談論の響を聞いて、感奮したことであらう。既に伊勢、尾張の舊賣場の外に、北越から奥羽一圓を新賣場として開拓し諸國を往來してゐる彼である。其れが三本木のやうな處に商店を開いたのは、或は好んで山陽の水西莊の隣といふの喜び、此の地を選んだのであるかも知れない。

されば商人、しかもまだ纔に丁年に達したばかりの若人ではあるが、頼家との交りは尋常ではなく何かにつけて訪問し、常に敬意を表することを怠らなかつた様で、山陽も彼の穎悟なことを見ぬいて「汝は他日必ず大に富を致すであらう」と云つたと傳へられてゐる。殊に當時、山陽の長男復即ち後の支峰はまだ六歳、二男の三樹三郎は四歳である。隣の志摩商店へ來ることもあらうし、また萬藏を始め商店に勤めてゐるものも、何かと對手になつて、親しい交際を續けたこと、想はれる。また天保

元年（皇紀二四九〇年）の十一月には、山陽の長女陽子が生れた。此るお目出たに對して、お隣の諸み殊に萬藏のことだから、蓋し相當に立派な贈物をして之を祝つたであらう。

傳へる所によると、山陽は、萬藏と忘年の交りを爲し、山陽の書齋は、樓上に在るので、二人は常に二階から往來して談笑し、殆ど内ごろの如くで、ある日の如きは、志摩の店頭に澤山の荷物が一時に集つて、萬藏を始め店員總掛りで忙しくしてゐるのを、山陽が笑ひつゝ見てゐると、萬藏は「先生見てばかりゐないで、少し手傳つて下さい、此のエプを書いて下さい」と筆をさし出すと、山陽も「よし、手傳つてやらう」と快くそれを引受けたといふやうな事もあり、又ある日には、萬藏が例の通り、山陽の書齋へ入つて行くと、山陽は今揮毫の最中であつたが、其處へ何處からか招待狀を持つて來た。山陽はそれを讀み了ると、座敷の始末を萬藏に頼んで、その儘出かけてしまつた。萬藏は、今山陽の書いたのを見ると、實に見事な出来ばえなので、急にそれがほしくなり、そこに在つた紙片に「今日先生のお書きになつたのを頂いて行きます」と書き遺して、其の揮毫せられたものを持ち歸つてしまつた。山陽は後になつて歸つて來て、萬藏が書き遺した紙片を見て、から／＼と笑つて別に咎めもしなかつたといふ。

此うした山陽との交りは、萬藏の勤皇心を固うし深くするに餘りがあつたことは想像せられる。そ

して之によつて當時の儒家儒生なども相知ることゝなつた。  
三本木に支店を開いた翌年、文政十二年には、更に京都は四條通御旅町にも支店を設けて、此處では専ら煙草の販賣をなし、商號を『兜』と云つた。兜といふ商號、實に奇抜でないか、以つて萬藏の思想が、如何なる方向に動きつゝあつたかを窺はれる。後に此の支店が、勤皇志士の集會所となつたのも深き因縁ありと謂ふべしである。

杉の芽に降るあめすゞし羽黒山

夕立や雪より上の月の山

身の垢を落して涼し湯殿山

羽州三山に登ると題して、此んな句を詠んでゐる。萬藏が、利右衛門と云ふやうになつたのは何時か分らないが、自ら藍賣場へ出かけるやうになつてからは、父の名跡を繼いで利右衛門で通つたのであらう。利右衛門と呼ぶことになつたと同時に、幼名の萬藏を取つて萬像といふ俳名を用ゐたのではないか、後には堯年と云ひ、又堯永と改め、豊國とも號した。隱居して晩年には翹英また台司と稱し

た。幼少の頃は、身躰が社刺で、やゝ沈鬱の風であつた。後見人の叔父利兵衛はそれを心配し、懇切に世話をし、伊豫、讃岐から後に伊勢等へ遊ばせて保養に力めしめた。此うした旅行を試みてから、身體は著しく強健となると共に、心氣も亦一變して、卓筆豪快となり、物事に屈托せず、而も根氣の強い人となり、書籍にも親しみ、研究心も進み、且つ一旦志を立てたら、萬難を排してもやり通すやうになつた。さうして機を見るに敏く、實に立派な商業人となつたのである。米澤に支店を開き、秋田に藍染業を始めるやうになつたのも、米澤の藩主で彼の有名な上杉鷹山公が、意を殖産に用ゐ、藩士の副業として、養蠶製絲機織を奨勵し、所謂米澤織を始めたところが、米澤の藍染屋は、何れも其の技術が拙くして、染色が鮮かに行かぬので、多年その改良に苦心し、その頃佐渡越後へ賣出されてゐる阿波の島屋の藍を使つて見たら何うかと云ふ評議が有ると云ふのを聞き、利右衛門は、此の機を逸してはならぬとして、直に米澤に向ひ、桐町に藍の販賣店を設け、傍ら紺屋業を兼ねて、藍染に熟練してゐる教師を連れて來て、米澤の當業者に藍染法を傳授したのが原で、段々染絲の委託を受けるやうになり、遂に米澤織の藍染を一手に歸せしめた。それからして米澤織の聲價が一時に高まることゝなつた。それで藩主も大に喜ばれて、利右衛門に對し、米澤に島屋の店の永住するやうに命じ、利右衛門には町醫師筆頭と同格の待遇を興へ、藩主の年賀、參観には、之を送迎する特典を受けしめ、

支店の支配人通稱島屋利兵衛にも帯刀を許さるゝ事となつた。

元來大志を抱いてゐる彼は、此の機会を以つて、更に秋田へも手を伸すことゝなつたのである。

元來秋田では、藩祖以來の制として、他國人の出入を厳しくし、醫師と學者との外は、一切入れたか

つた。然るに利右衛門は、米澤に支店を置いて、米澤織の染色に貢献し、藩主から特別の待遇を受け

ることゝなつたので、秋田藩でも之を開き、彼を信用し利用して、秋田に於ける染色の改良に資せし

めんとして、こゝに特例を以つて、秋田の城下に藍店を開くことを許さるゝに至つたのである。

彼は此の勢を以つて會津若松、仙台にも賣場を開き、庄内、本庄、山形へと發展して、終に北越か

ら奥羽一帯を、その賣場とするやうになつたのである。

實に宇宙を寛しとする濶達宏懷を思はしめる句ではないか。

信州松本の支店を手始めに、米澤、秋田、會津若松、仙臺へと手を伸した利右衛門としては、何處

へ行くにも、何處の關所も易々と通ることが出来、他國の人は入れないと云つて、禁制の嚴しい藩ま

晴きつた空をゆたかにかへる雁

でも、喜んで之を迎へてくれるのだから、其の心はいつも春風の如き温かさを持ち得たであらう。往

露の干ぬ間に賣りしまふあやめ哉

といふやうな句も見える、しかし元々商賣の身である。其の商機を狙ふことに於て、將又商算につ

世渡りの辛き潮焚き濱暑し

いて、決して隙も油断もなかつたことは云ふまでもない。

世渡りの辛き潮焚き濱暑し

なその句を見ると、其の心情のほどが分る。常に商機を失はぬやうに心を配る、時には商賣の爲に、

世渡りの辛き潮焚き濱暑し

寒暑はもとより、色々の苦しい辛い思ひをしたこともあらう。けれども彼は、よく其れを征伏し、よ

資の圓滑なる流通を圖り、需用と供給と、生産と消費との按排を良好にし、其の間に立つて相當の報酬を受けるのであると信じてゐた。従つて總ての生産に眼を注ぐ、世を益し人を利し得る生産物があれば、それを興すことにも心を盡し、同時に消費する側の利便をも心にかけてゐた。

#### 蓬萊や海山は世のたからもの

とも咏んでゐる。「醫王の目は、途に觸れて皆藥なり」で、利右衛門の目には、海でも山でも、それが皆色々の商品を産み出す寶と映つてゐた。それだから奥羽地方にまで藍の販路を擴め、京都の三本木に支店を設けただけに満足せず、今度は京都四條通御旅町即ち京都の商業中心地に煙草店を開いて國産阿波煙草を主として、販賣を試むるに至つた。

又それから四年ぶりの天保三年（皇紀二四九二年）には、北陸の加賀米を大阪へ移入して、他國の物産の流通にも眼を注ぐやうになつた。此の年彼の景仰してゐた頼山陽が、五十三歳で歿した。彼の支店は、その一の隣であるから、敬悼の意を表するばかりでなく、何かと斡旋したこと、察せられる。

天保五年（皇紀二四九四年）には、伊勢、尾張の舊賣場を始め十一ヶ國を巡視し、その翌年には京都を始め五畿内を、翌々年には、周防、長門の賣場を巡視した。彼も二十八歳を迎へ、將に背の乗りき

らうとする年頃である。既に米澤や秋田では、破格の待遇を受けてゐるほどであるから、お膝下の阿波でも、其の聲望は相當に高まつてゐたであらう。天保八年（皇紀二四九七年）には、小高取に遣はられ、更に隣村西覺圓の小庄屋兼務を命ぜられた。丁度天保七年から始まつた飢饉の際で、大塩平八郎が大阪で騒動を起したのも此の年であつた。阿波でも、七年から窮民に對する賑恤を行ひ、八年の四月には米價が極度に高まり、藩士に對しても儉約令が下されてゐる。彼は是等の状態を目睹して、安閑としてゐられる性質ではなかつた。色々考慮し研究した末、十年の春、救助米の方法について藩へ建議し、それが採用せられると、その翌年更に救倉設置の事を建議した。

その方法は、阿波兩國の市郷を七萬六千戸と假定して、其中毎年十石以上の食料を要するもの二千三百戸と見做し、その食料米二万三千石を目安に、富豪から若干の課錢を徴收して、それで米穀を買入れ、その半額は倉庫に貯藏し、半ばは貸出して之を利殖し、それによつて年々貯藏米と利殖米とを増加して行つて、一朝飢饉の場合には、窮民の救恤に充てる。そして其の倉庫も年々一棟宛増し、その場所は富田濱側、渡場附近の郡代役所の東洲先にすれば、其處に白壁の倉庫が立ちならんで、市街の壯觀をも添へ得るといふのである。實に時務に適したもので、其の大體は採用せられたやうである。



## 草の戸や風呂敷しいて雛祭

此うした句のあるも、細民に對する同情心の深かつたことが窺はれるではないか。

## 羽子突や知らぬ在處の子も見ゆる

彼の目には、知れる人も、知らない人も、そこに別け隔てをせず、樂みを共にするといふゆかしくやさしい心持があつたのであらう。

しかし彼は、ひとり細民に同情するに止まらなかつた。人によると、細民には同情するが、それと同時に、金持や権力者には、白眼を以つて對するといふやうな偏狹な心を持つものもある。富豪と爲政者とは、反抗心を有ち易い、彼の大迦葉が、細民を憫み、それ等の細民をして、少しでも善根をなさしめ、その功德によつて、後生では幸福なる生活に入らしめたいと云ふので、特に細民窟に向つて托鉢し、供養を受けんとした。それを見て維摩居士は之を詰り、大迦葉の慈悲心は、總ての人に普きこと能はず、富豪を捨て、貧しき者だけを救はうとする。其れは眞に佛の平等の法に住するものではないと云つたことが維摩經に見えてゐるが、眞の仁者は、富豪と貧者とを差別して見ない。故に富豪や権力者を白眼で見るが如きは、是亦顛倒の見、間違つた考である。利右衛門は、其れ自身が資産の豊かであつたからでもあらうが、そんな差別眼を以つて世間を見ることをしなかつた。されば救

助米、救倉の建議をしたのに續いて、今度は、藩債の整理について獻策をしてゐる。

阿波では、明和、安永(皇紀二四三〇年前後)から、水害旱害の歳が多く、其の上に政治向にも多少の缺陷があつて、藩の財力が甚だ乏しくなり、藩札の信用が落ちて、一匁の銀札が二分にしか通らぬ迄になつた。それで藩主治昭公は、自ら率先して儉素に力め、一方銀札發行に對する兌換の準備金として、大阪の富豪から相當の借出をなし、又藩士の給祿を半減したりした。然るに其の結果は却つて悪く、借入金の返償を爲し得ないばかりか、負債はますます増して行つた。そして齊昌公の時代になつたが、別に良い方法も講ぜられぬ。利右衛門は其の様子を見て大に憂慮し、終に天保十二年(皇紀一二五〇六年)を以つて、藩債整理の獻策をしたのである。

其の方法は、藩に調達役所を設けて、市郡の富豪に對し御用金の調達を命じ、之に當る者を御銀子役と呼び、藩主にお目見えの出来る榮譽を與へ、調達金の多寡に應じて、苗字、脇指、帶刀、白足袋等の特權を與へ、又は郷士、原士、大宿老にのほせ、或は小姓格、中小姓格の待遇をなす等、色々の恩典を設け、調達金に對しては、年四朱の利子を付け、二十ヶ年賦の代米償還といふことにし、藩士からは其の祿高に應じて出し得る指紙を以つて、適宜に所用の調達をなすことを許し、又調達準備積立金としては銀札手形を發行して、その銀札手形で、諸の納金も出來、また總ての賣買取引にも通用

せしめ、さうして藩士の負債は一時に辨償してやり、藩士からは、年利八朱、二十ヶ年賦として、之を返済せしめ、其の返済額は、毎年藩のお庫から藩士へ支給すべき額の中から差引いてしまふ、此の利子の差、即ち年四朱の差金を生ずるのを以つて調達役所の諸費を支辨し、剩餘金は總て積立つることとするといふのである。

さすが商業人の計畫だけに、適切確實なもので、直に採用せられ、そこで利右衛門は、その調達勘定役を命ぜられて、自ら其の衝に當る事となり、その勤務中は、小奉行格を以つて待遇せらるゝこととなつた。

處が、之を實施するに當つて、藩士の指紙は之を賣買することを禁じた。之が爲に手軽に融通の途がなくなつたのと、今一つ、調達金の落へ借り入るゝものは年利四朱で、藩士へ貸したものは八朱である處から、不平不満の徒は、色々とその不當を鳴らし、中には利右衛門を怨んで、刺客をさし向けるといふやうな噂も傳へられた。

支那人の云ふほどもなし秋の聲

豪胆にして自信が深く一旦肚を定めてやり出したことは、如何なる困難を排してもやり抜くといふ氣象の利右衛門である。そんな不平や、脅迫などに、びく／＼するものではない、毅然として之が實

行に熱中してゐた。その中に、人々も段々新制度に馴れて来る。調達に應ずるものも増して来る。藩士達も、漸くその利便の方法であることを知つて来て、圓滑に調子よく行はるゝやうになつて、二十年の後には、藩債の全部を償うた上に、尙二十萬兩といふ多額の現金を餘すこととなり、藩の財政は極めて豊かに、蜂須賀家は、諸大名の中で、最も有福なものとして聞えるやうになつたのである。

何障りなき初空のけしき哉

利右衛門の獻策による藩債整理の方法はどうやら順調に進み出した。是れ利右衛門の才力膽力と誠衷熱意とによることは無論であるが、藩主齊昌公の心遣ひも尋常ならぬものがあり、利右衛門の爲めに、それとなく力を添へられたことも見逃がし得ないであらう。

利右衛門に調達勘定役を命ぜられ、小奉行格の待遇を與へられた翌年、即ち天保十三年には、藩主齊昌公俄に東覺園村の利右衛門の本邸及び徳島大安寺に設けてある彼の別荘へ臨まれた。是れ志摩家に取つては、無上の光榮であり面目である。蓋し公の聰明なる、藩債整理の新制度實施に際り、一部に不平の徒があつて、利右衛門を陥れんとし、流言蜚語をなすので、然うした妄動を全く封じ去らう

といふ公の思召があつて、此く志摩家へ臨まれたものと察せられる。乃ち當時としては、藩主が親ら其の邸に臨むといふ事は、藩士中の家老、中老乃至之に亞ぐ名門、高位の者でなくては、無いことなのである。御狩りに出られた序に立寄られたといふのは異ふ。つまり之によつて、利右衛門を信任することの厚さを示し、利右衛門の威望を加へしめ、其の新制度を遂行するに、都合の好いやうにとの意味があつたものであらう。

見て居れば細にうごく柳かな

藩主の心遣ひもなかくに行届いてゐる。此うした君臣の會があり、弘化元年(皇紀二五〇四年)即ち藩債整理献策より五年目には、更に塩方勘定役を命ぜられた。是れ利右衛門の才能がいよく信認せられ、國産齋田塩に關する新制度の難問を解決せしめんが爲である。

阿波の國産三白の一つである所謂齋田塩の江戸に於ける販賣は、從來生産者から任意に江戸へ輸送して、問屋販賣をしてゐたものであるが、天保十四年に之を統制して、八町堀の藩邸内に塩會所を設け、江戸の商人廣屋吉右衛門、清水茂兵衛、岡本又十郎、伊坂彦兵衛を指定して、御手捌塩元取問屋といふことにし、是等の商人にのみ取引を許して、専賣のやうにし、其の代り運上銀を徴收することに定められ、從來の慣行を斟酌して塩代爲替または貸出金等の方法を設けた。しかし一時に之を強行

するの如何として、元取問屋の意見を徴した。凡そ何事でも、制度の新になる場合には、毎時も長い習慣の新になる不安やら何やらで、色々の反對が起り、種々の苦情や欲望を申出るもので、此の問屋も容易に決せぬ。それでまた利右衛門を煩はすことになつたのである。

此時、舊來塩問屋として、齋田塩をも取扱つてゐた長島屋松之助といふ者は、此の新制度の成立を妨げんとして、新堀の各問屋を煽動して、種々悪辣な手段を弄し、時には不良の徒を使うて、白刃を以つて利右衛門を脅すことも數次あつた。利右衛門は、そんな事に怯むやうなものではない、折衝數ヶ月にして、元取問屋と、濱方及び船方總代との間の約定を交換せしめ、江戸塩方奉行の承認を得た。

然るに執拗なのは、舊來取扱をしてゐた問屋達の反對運動である。此の新制度實行を飽くまで妨害せんとして、或は他國の船をして齋田塩を積み取らしめたり、また浦賀や神奈川あたりまで店員を出して、途中で齋田塩の買収をなさしめたりした。それで弘化四年(皇紀二五〇七年)に、御手捌塩元取問屋は、齋田塩の積取船が阿波國のものであらうと、又他國のものであらうとも、總て江戸の元取問屋に着荷せしめらるゝことにせられたいと、江戸の藩邸の方へ申出で、猶また徳島へも出張して、船持問屋とも交渉したが、話が容易に纏まらぬ。それで藩の方では、又利右衛門に命じて、其間の斡旋

調停をなさしめた。利右衛門は、前々からの関係もあり、晝夜を措かず熱誠こめて奔走し脱得し、その年の六月になつて、關係者一同の契約を成立せしめて、塩方支配頭の承認を受けることが出来た。それが片づいたかと思ふと、又一つの問題が持ち上つて来た。江戸に於ける御手搦塩元取問屋の中に、その後廢めるものが出来て、段々減少し、殆ど廣屋一軒といふやうな姿になつてしまつた。それを見て、先に反對運動の張本人であり頭目であつた長島屋松之助が、元取問屋にならうとして運動を始め、先づ撫養の塩問屋を説き付け、終に當路の役人を動かすまでになつた。廣屋としては、それを黙過する筈がない、前年の事を云ひ立て、強硬に同意を拒む、それで長島屋と廣屋との間は全く猿と犬との睨み合ひ唾み合ひとなつて、其れが他の塩問屋や、關係業者一同へも波及する。それで嘉永三年(皇紀二五一〇年)に重ねて利右衛門に藩命を下して、その調停に當らしめた。利右衛門は先づ文書で交渉してみたが埒が明かぬので、その九月に單身で江戸へ向つた。濱方や船方の者を同行せしめたらといふ者もあつたが、利右衛門は自ら信する所があつてか、それを排して出かけたのである。行つてみると、なかくひどい確執ぶりであつたが、元來私心を挟まず、總ては人の爲世のためといふ信条からして、熱誠こめて條理を説くので、兩方ともにそれに動かされて、こゝに一切の行懸りを一掃し、十二月に至つて双方の間に契約を結び、圓滿に手打ちをするに至つた。

利右衛門は、その歸途、彦根に立寄り、こゝにも塩元取問屋を設けんとして奔走しつゝ、嘉永六年から七年へかけても種々交渉したが、その時に大阪に、彦根送り塩問屋の指定が出来たので、遂に其の運動を止めてしまつた。其の間、利右衛門は、塩方御用利、寝床制道人、勸業下調役等をも命ぜられ、喜永三年には原土取扱に進み、塩方取締役になつた。

此うして國産彌山鹽の爲に盡す傍、また嘉永三年には阿波國産三白の一である、甘い方の砂糖についても斡旋した。當時徳島に於ける砂糖問屋としては森善八(通町)五島民之助(紙屋町)が指定せられ、江戸への販賣は五島が藍場の濱に問屋店を設けて、そこで扱うてゐた。然るに之を江戸に直送することとし、其の代金を江戸爲替にしたら、落として現金を江戸へ送る手間と費用とが省け、且又徳島で藩札を以つて下附された砂糖代金が、江戸で正貨を以つて回收せらるゝこととなるので、一舉三得にも四得にもなる、それで民之助は、利右衛門が塩の問題で江戸へ行くこと云ふのを聞いて、此の事を話し込み、江戸に於ての運動交渉を依頼した。利右衛門は、平素砂糖に對しては、其の製造に燃料を消費することが諳りに多いから、國益にならぬものだと思つてゐたが、民之助から諄々説明を聞くと、そこは同じ商業人で解りが早い、之を快諾して、江戸の藏奉行寺澤主馬を説き、更に御銀主として鹽津島に居る海津傳藏、江戸寶捌元取問屋西野嘉右衛門支店等の間を奔走して、遂にその目的を達し、

その爲替の運用からする利益は、明治一新になるまで續けることが出来た。  
 今ひとつ、美馬郡半田の漆器についても、利右衛門は、その販路擴張に力を盡してゐる。これも利右衛門が江戸へ行くのを聞き込んで、半田漆器の製造元大久保龜五郎が、利右衛門に頼み込んだものである。利右衛門は直に快諾する一方、龜五郎をして美馬、三好郡代奉行三間勝藏に出願せしめ、自分分は江戸の藏奉行を説き、遂に小網町の島屋藤兵衛に販賣引受をなさしむるに至つた。此事については、三間郡代奉行も大に力を盡し、その爲に龜五郎は、藩の御用船を以つて、その漆器を江戸へ輸送し、藩邸内の倉庫に藏め、其れを江戸中心に關東地方へ行商し、代金は江戸振爲替として、徳島の銀札場から交付せらるゝことゝなつた。それで次第に販賣高を増し、後には利右衛門の斡旋で、龜五郎も靈岸島に支店を設けるまでになつたのである。

○ 長閑なる日や連になる蝶ひとつ

此うした色々の事件に關係して、連しい中にも、又自家の營業の事も見なければならぬ。嘉永二年には、京阪から防長、加能越、さらに奥羽まで巡回してゐる。色々の難問題、難紛議の斡旋や調停に

當つてゐる身には、自家の藍賣場を巡視する方が氣安く、蝶と道連れとなつて、長閑な心地に、自然美の鑑賞に耽ることも出来たであらう。  
 しかし世上を見ると一體に騒々しくなつて來てゐる。外國船の來始めたのは既に古く、寛政の頃からであるが、嘉永六年(皇紀二一五三年)浦賀に米國提督ベリが來て、通商開始を強要し、その翌年安政元年に、幕府は朝命を待たず、遂に日米和親條約を結んでから、國論急に沸騰し、尊皇攘夷の聲塵々として起り、更に將軍繼嗣問題が交錯して、安政の大獄となり、諸國の志士が活動を始め、これに收拾すべからざる状態となつた。京都に於ける利右衛門の煙草店『兜』が志士の集會所となつたのも其の頃からである。

若うして山陽の知を受け、また諸國を往來して見聞を廣め、色々の難事件に當つて其の處理をなし具さに人生の困苦を経験してゐる豪胆で明敏な利右衛門が、尊皇の志士に心を寄せて之を庇護し、之を激勵するのは怪しむに足らぬ。志士にして、窮乏するものがあれば資財を投げ出す、宿に困るものがあれば支店に於て宿泊せしめる、新日吉門跡妙法院宮の坊官山田法印とは、早く識り合ひとなり、時に訪問して、時務を話し合ひ、勤皇の至誠を披瀝して、雲上の諸卿に達し、御内用があると其れを奉じて一々掃じる。後に中島錫胤と云つた難波永吉は、徳島の佐古の小吏難波重介の子であるが、夙

く京都へ出て尊皇の大義を唱へてゐた。利右衛門は之を中島樞の養子に世話をして、安住の地を興へると共に、同志を糾合せしめた。此うしてゐる中に、利右衛門を最も驚かしたのは、安政五年(皇紀二五一八年)の八月、頼三樹三郎が、京都で捕へられた報を受けた時である。利右衛門は、三樹三郎がまだ四歳の頃から、頼家と往來し、三樹三郎の幼少時代からよく知つてゐるのだから、此の報を聞くとちつとして居られぬ。丁度阿波へ戻つてゐた時であつたが、十月に自ら京都へ出かけて頼家を慰問し、色々と尊皇運動の様子を探つたが、其の形勢が甚だ悪いので、一旦國に歸つた。その翌年三樹三郎は、遂に斬刑に處せられたのを聞いて、切齒憤慨、密書を支店へ送つて、竊かに同志を慰め、且つ勵まし、其の翌年の萬延元年の春等々には、能勢の妙見へ參詣して、尊皇攘夷の祈願を籠めた。

ところが其の年の三月、櫻出門外の變と謂はる、井伊大老襲殺事件が起つた。利右衛門は、その頃京都へ出たが、難波水吉の中島錫胤は、もう志士として頭角を現はして、幕府方のために睨まれて居り、櫻田の變から、尊皇の志士と云へば、殆ど無差別に逮捕せんとする勢で、錫胤も利右衛門の入京三日前に捕へられて、幽囚の身となつてゐた。それを聞いて直に山田法印を訪ねて行き、何とかして救済したいと色々に話し合つてみたが、山田法印から、今餘り騒ぐことは却つて宜しくないとして制せ

られて、憂鬱な心を懷いて遂に國へ歸つた。

その翌年の文久元年(皇紀二五二二年)には、土佐の木材を吉野川へ流下せしめむことを藩へ建議し、熱心に其の利を説いたが、それが妙を行違ひを生じ、色々讒言なぞするものがあつて、大安寺の別荘へ蟄居するやう命ぜられ、安政四年に郷士格に進められてゐたのを、小高取に貶されてしまつた。利右衛門は、此の處分に對しては頗る不満で、遂に國老池田登に雪冤書を提出して、一々その妄を辯じ、奸吏の横暴をも指摘した。池田國老も之に動かされ、その翌年六月には、利右衛門を再び起用せんといふ議が出て、十二月には中小姓並に郷士格に復し、御産物調役を命ぜらるゝに至つた。その間に、城崎温泉に遊び、京都へ入つたところ、錫胤も既に釋放せられて家に歸つてゐたので、利右衛門も大に喜び、互に手を執つて快談に時を移した。その頃は、四條の煙草店「兜」は、全く志士の密議所となり、尊皇攘夷の談論に夜を徹するが如きことも屢々あつた。

明くれば文久三年、その三月に、中島錫胤は小室信夫其他の同志と、等持院から、足利尊氏等の木像を取出して三條河原で梟首した事件が起つた。それで幕府方の詮索が嚴重となり、錫胤は名を難波傳次郎、小室信夫は、長橋松之進と變へて、相俱に長州へ逃げたが、長州藩では、之を徳島藩へ引渡

し、二人は暫く京都の藩邸に隠れてゐたが、その八月に京都に於ける情勢が一變して、佐幕方の會津桑名の兩藩が京都の守護に當ることとなり、尊皇の志士は、總て倒幕派として、片つばしから逮捕せられむとする様になつた。それで錫胤等も、京都に留ることは危険なりとして、利右衛門は、旅銀を給して、二人を大阪へ下し、深夜に船を出して、徳島へ落ち延びさせた。二人は取敢ず大安寺の別荘に潜伏し、更に東覺圓の志摩の本邸に入つた。然るに利右衛門苦心の効なく、九月三日、錫胤は親戚の濱口與助に招かれて、佐古の諏訪神社の祭禮に微行してゐた處を捕へられてしまつた。それを聞いて信夫も、事を共にしてゐた錫胤の捕へられたのに、自分獨り免れてゐることは心苦しいと云つて、町奉行へ自首して出て、二人とも入獄の身となつた。利右衛門は、竊に獄吏に賄うて、時々衣服や物品を贈り、又錫胤と京都の山田法印との間に於ける密書の交通をも取り計らひ、更に翌元治元年には、自ら京都へ出かけて、山田法印を訪ね、二人の出獄し得るやう色々策を講じた。

其の頃である。京都では、佐幕派の藩士即ち京都を警護してゐる武士が、ある日突然四條御旅所の支店へやつて来て、『前夜貴様の店で密議を凝らしたものが有つた筈だ。何者が何んな話合をしたか正直に申立てよ』と、支配人の孝兵衛に迫つた。孝兵衛は主人に見做うて、剛直であり氣概のあるもので、利右衛門の心持をもよく理解してゐた。此の詰問に會ふと、空とぼけて『前夜の寄合は、私方

の各地の店員が集つて来て、雑談をして夜を更かしたものです。』と軽く答へてゐた、が彼等はそんな事では承知せぬ。『何ッ嘘を云ふか』といよく糾問して、後には打擲までしたが孝兵衛は飽くまで前言を變へぬので、『それでは主人を出せ』といふ、『主人は國へ歸つてゐて、久しく京都へ参りませぬ』と突つばなすと、彼等も終に威壓の効なしと見てか、其の儘に立ち去つてしまつた。利右衛門は後で之を聞いて、大に孝兵衛を賞し、本店の支配人に抜擢した。

情勢が此の通りであるから、利右衛門も京都に居ることは甚だ危険となつたので、同志の者も、暫く京都を避けて居るが可からうと勧める。丁度其の時、伊勢、尾張の藍賣組合の者が、伊勢へ参り、太々神樂を奉納することがあつたので、利右衛門もそれを機會に伊勢へ参り、旁々錫胤、信夫の無事出獄を祈念し、七月に國へ歸つた。其後も山田法印との間に通信を絶たず、又支店が志士の集會所となることも依然として變らず、遂に明治の新政を迎へ得るに至り、錫胤、信夫の二人も無事幽囚を解かるゝと共に、朝に登用せられ、利右衛門の恩に對して、それ〴〵報ゆる所があつた。

伐つて來た櫓おちこむ手桶かな

切角、好い事と思つて手を着けたものが、その計畫通りに行かずして、落花するやうな苦笑を醸すことも、往々ある。利右衛門も、一旦思ひ立つた事は、断じて遣り通す氣風で、着々としてそれを實行して來てゐたが、土佐材流下事件で、思はずの蹉躓をしたけれども、其の冤が解けて、藩主の信任も回復し、慶應三年（皇紀二五二七年）の春には、前よりも一層昇進して御國産方を命せられた。利右衛門は大に悦び、ひたすら報恩の念に燃えてゐたが、こゝに上方酒輸入の建議をした。是れ難なぞから良酒を阿波へ賣らしめんとするものである。藩主齊裕は、その趣旨をよく理解して、喜んで採用せんとしたが、藩内の造酒家は、自家營業上に一大脅威を興ふるものとして一齊に反對し、是は國益を害ふものだとて、色々に悪口を放ち、攻撃の火の手が極めて熾んとなつた。利右衛門は此の様子を見て全く度し難い偏狹な根性であるとして、遂に之が施行を断念すると共に、御國産方をも辭してしまつた。その翌年が明治元年である、大政は古に復し、百般の文物制度一時に新たなる時代に入つた。先に利右衛門の庇護を受けた中島錫胤、小室信夫等は利右衛門の忠誠、才能、胆力をよく知つてゐる。是非官途に就かしめむとて、色々に勧めたが、土佐材流下事件と云ひ、上方酒輸入建議と云ひ、時勢に先だつた事業の、多くの人々から容れられぬのを見て、深く心情を傷め、もう然うした世事に携はることを全く謝する決心を固めたやうである。上方酒輸入問題で、世間の人々の狹量を知つてか、

其の御國産方をも辭した時に

我が子孫たるもの、ゆめ我に似るべからず、人は唯天然生れたるまゝにして、萬事人の先に立つることなく、功名の地を避くる事を知らば、禍を免れて永く家を保つべしと云ふ。と自記して、子孫を戒めて置いたと云ふ。利右衛門の所論畫策は、その時代よりは、少くとも二三十年の先きを進んでゐる。それで俗耳には入り難く、凡衆には解りかねる、爲に時として此うした蹉躓がある。

越えたれどあぶなき橋やはつ櫻

と云ふやうな思ひをしたことも幾度かあつたらう。

菜の花やつゞきとなりぬ國境

で、海山は皆寶物と見る利右衛門の眼には、天物を利用し、生産を盛んにし、有無相通じて、お互に便益を享けることこそ人生に於ける幸福だと映り、殖産興業の上には、土佐藩が阿波藩だと、狭い城郭内に立て籠る要はないと思ひ、上方酒を阿波へ入れたところで、地方の造酒家が衰亡するなぞとは考へない。寧ろ其れが刺戟になつて奮起し、地方酒の改良も出來るくらゐに思つてゐたであらう。けれども普通の人は、此うした廣い心持にはなれない。それを見て



我老いぬさて大三十日なくもかな

といふやうな感も生じたのであらう。彼ももう還曆に達せむとする、過ぎ來し方を顧みて、子孫に生ぢつか出過ぎた者があつて、家までも喪ふやうな事を仕出かすことがあつては、祖先にも濟まないといふやうな心も動いたのであらう。けれども大器をその轄野に遺して、空しく朽ちしむることは惜しい、明治三年六月、藩が新に商法方役所を創設して、從來の陋習を破り、商工業の制度にも一大改革を行はんとするに方り、何うしても利右衛門を起用する外はないとして、強ひて利右衛門に説き、遂に商法方御用掛頭取となし、大屬の待遇を與へ、其の配下に、當時民間の俊才と云はれた松崎勘兵衛、笹田儀兵衛、東條庄兵衛、多田忠兵衛を御用掛として屬せしめた。利右衛門時に年六十二、此の重用に感激して種々献策し、諸川口分一所、一步相取立所を廢し、通船小切手なぞいふ煩しさを除き、撫養町商法方出張所を設け、商法方制道人、爲替方を置き、諸問屋の制から監師藍沙等の諸株を全廢して、それらの當業者に商社を結んで自ら取締りをする様に改め、御益銀御冥加銀を廢し、御産物方藍方役所を、商法方役所に合併し、藍方及び諸商工業の肝煎、御用利、賣場行司などといふ者を全廢して、各商社に年番行司を擧げさせ、其他各般に亘つて、次ぎから次へと大改革を斷行した。一は時勢の然らしむる所ではあつたが、此うした一大變革を行ふには、信用威望の高い利右衛門の力を借ら

なくてはならぬとしたところに、彼れの力量を思はせるものがある。

さて其の翌年即ち明治四年には、いよいよ廢藩置縣となり、その十二月には商法方役所を改めて、産物取扱掛とせられ、権限も狭くなると共に、革新のことも一段落を告げた。利右衛門はそれを機會に職を辭して、其れからは全く世事を謝し、漸く優遊自適の生活に入つた。けれども元來氣骨稜々たる上に、人のため世の爲には、知つて言はずに居られぬ性分である。明治八年には、覺園村を中心とする一帯の地方が、吉野川本流と、その支流の神宮川とに圍まれて、連年水害を被るのを見かねて、これが治水策を建議したが、直ちに容れられて、其の目的を達し、水害を免るゝに至つたばかりでなく、新に田圃二十餘町を得て、人々永久にその恩恵に浴することとなつた。

これが利衛門としては事功の終りで、其れから後は、好きな俳諧と茶儀とに一生を托し、俳道では當時の名家梅室、岱年、芹舎、鳳朗、春湖等と角逐し、堯年の名は一般から頗る重んぜられた。また書畫のたしなみもあり、音曲を聞くを楽しみ、客を愛して、その交友は極めて廣く、文人韻士はもとより、權官名族、神職僧侶、樂師歌妓、耕漁の人でも、來るものは拒まず、快く款待し、時としては諧謔、人の頤を解き、時としては奇抜、人の胆を驚かし、世を遊び傲を寄する裡にも、誠實親切なところがあつて、心から他の世話をした。身長五尺六寸、體重二十五貫といふ。魁偉にして豊滿な状態

英特不羈の氣象を藏して、畏るべきところがある一面、露々たる和氣を含んで、春風の如き温かさを有ち、識者から推重せらるゝと共に、凡流からも敬愛せられた。

晴れ過ぎて心かゝりやけふの月

降る雪や冥加身につむ駕の中

好詞に乘じ過ぎると、時に意外の變に遇ふことを思ひ、盈つれば虧くることを恐るゝと共に、其の生活を罵まれたものとして感謝する念の休まなかつたことが窺はれる。

利右衛門の、此の性情、此の氣象から發する逸話奇行に至つては頗る多い。或年の冬江戸へ行く時に、阿波第一の富豪と稱せられてゐる久次米兵次郎と同道した。途中一農家で、正月の餅を搗いてゐるのを聞いて、二人は故郷の空を思ひ出し、急にその餅を味ひたくなつた。けれども兵次郎は、餅商の家でないからとて遠慮してゐるのを、利右衛門は、「チーニ拘はぬ、商店でない家でその餅を分けて貰ふこそ一興だ」と云つて、つか／＼と其の家へ入り込み、「自分達は阿波の者で農商人であるが今お内の前を通りかゝつて、杵の音を聞くと堪らなくなつたのだ。餅を一つ分けて貰へないか」と申し込んだ。すると淳朴な其の家の主人は大喜びで、「此の餅搗の日に、珍しいお客様がお出て下さつたのは誠に縁起が好い事でござる」と云つて奥の室へ通し、先づ神前に餅を供へた上、二人に饗應し

た。二人も十分堪能して、さて其處を辭し去る時に、兵次郎は、一兩小判一枚を取出して、それを謝儀にせうと利右衛門に相談した。利右衛門は面をしかめて頭を横にふるので、兵次郎は又一枚添へて二兩にして見せた。ところが利右衛門はやはり頭を横にふる、兵次郎は心に惑うてゐると、利右衛門は忽ち懷中から小判十兩を取出して紙に包み、それを主人に與へた。主人は驚いて、これは／＼と頻りに辭退したが、利右衛門は強ひて之を取らせて立ち去つた。兵次郎も之には度胆を抜かれて、「たつた一盆の餅に十兩とは」と云ふと、利右衛門は笑つて、「彼の餅を分けて貰つたのは、もともと自分の物好きからぢやないか、だから十兩でもまだ少いくらゐだ、殊に阿波の藍商だと明かにしたからには、ケチ／＼した事をしては、我らの面目に關はる」と言ひ放つて、平然としてゐた。之には富豪を誇る兵次郎も全く一本參つて、いつも利右衛門の太つ肚なことを人に話してゐたといふ。

其の他にも、尋常人では到底眞似も出来ない奇行逸話頗る多いが、勤皇の事蹟を主とする本稿に於ては、その總てを割愛することにした。

利右衛門の歿したのは、商法方御用掛頭取を辭して、隱遯生活に入つてから十四ヶ年ぶり、明治十七年の一月十四日であつた。享年七十六、神葬式により、本邸の東にある墓地に葬つた。利右衛門は、生涯すでに自叙傳を作り、それを知己の藩儒新居水竹先生に托して、碑文を許しても

らよことを頼んでゐたが、水竹先生は、明治三年庚午の變即ち稲田騒動に連座せられて、それを果されぬことになつたので、歿後橋本晩翠先生が碑文を撰し、中島錫胤が之を書し、蜂須賀茂詔公の家額を得て、その碑を墓の側に立てた。

その後、大正四年十一月十日、大正天皇即位の大典を行はせらるゝに際り、勤皇の事蹟を思召され、畏くも從五位を追贈せられた。天恩宏大、利右衛門も其の後を責られて、靈や感激に堪へぬものがある。

この附言、本篇は主として岡本對南先生編『贈從五位志摩利右衛門』に據り傍ら二三の書籍を参考にして記して對南先生に負ふ所多きを感謝する。

著者略歴

福井市ニ生ル始メ醫學校ニ入り中途轉ジテ國學ヲ修メ大八洲學校ニ入り久米幹文先生、落合直文先生ニ學ビ明治二十六年新聞界ニ投ジ德島毎日新聞社創業ニ際シ入社後主筆トナリ統合ニ際シ德島新聞社主筆昭和十七年十月罷。

昭和十九年二月廿五日印刷  
昭和十九年三月五日發行

發行所 德島市昭和町二丁目一番地 (非賣品)

大政翼賛會德島縣支部

井上 清

著作人 德島市昭和町三丁目十九番地

井上 清

發行人 德島市阿波郡土原村大字野百六十六番地

高 瀨 吉

印刷人 德島市東町一丁目五番地

印刷所 (西徳二三) 公 啓

印刷所 德島市東町三丁目一七番地

印刷所 財團法人名東郡自治協會

印刷所 電話三〇四二七番

印刷所 電話六七〇〇番

444  
169

書 義 贊 翼

第九篇	第八篇	第七篇	第六篇	第五篇	第四篇	第三篇	第二篇	第一篇	
高橋 赫一	池邊 真榛	刊	志摩利右衛門	梅林 孝次	矢野 茂	新田 邦光	蜂須賀齊裕	中島 錫胤	玉田 永教
岩村 武勇	飯田 義資		井 上	岩村 武勇	岩村 武勇	岩村 武勇	小出 植男	小出 植男	福井 好行

既 刊

傳 記 著 者

終

